

第70回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第5日）

平成28年3月25日（金曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議 会 事 務 局 長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	平 田 秀 三	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上 月 支 所 長	中 石 嘉 勝
	南 光 支 所 長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- | | | |
|---------|----------|--|
| 日程第 1. | 議案第 28 号 | 佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 2. | 議案第 43 号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について（委員長報告） |
| 日程第 3. | 議案第 44 号 | 佐用町行政不服審査会条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 4. | 議案第 31 号 | 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 5. | 議案第 36 号 | 佐用町税条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 6. | 議案第 39 号 | 佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 7. | 議案第 27 号 | 町道路線の変更について（委員長報告） |
| 日程第 8. | 議案第 46 号 | 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 9. | 議案第 49 号 | 佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告） |
| 日程第 10. | 議案第 52 号 | 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定について（委員長報告） |
| 日程第 11. | 議案第 67 号 | 平成 28 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 12. | 議案第 68 号 | 平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 13. | 議案第 69 号 | 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 14. | 議案第 70 号 | 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 15. | 議案第 71 号 | 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 16. | 議案第 72 号 | 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 17. | 議案第 73 号 | 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 18. | 議案第 74 号 | 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 19. | 議案第 75 号 | 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 20. | 議案第 76 号 | 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 21. | 議案第 77 号 | 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 22. | 議案第 78 号 | 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 23. | 議案第 79 号 | 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 24. | 議案第 80 号 | 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 25. | 議案第 81 号 | 平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告） |

員長報告)

- 日程第 26. 議案第 82 号 平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について (委員長報告)
- 日程第 27. 発議第 2 号 台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会を廃止する決議
- 日程第 28. 発議第 3 号 学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止する決議
- 日程第 29. 議案第 86 号 平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案 (第 5 号) の提出について
- 日程第 30. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 31. 議員派遣について

午前 09 時 30 分 開議

議長 (西岡 正君) おはようございます。

議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

3 月 4 日に開会いたしました、第 70 回定例会も、本日最後を迎えました。

また、その 22 日間の間に特別委員会設置していただき、28 年度当初予算の審議をしていただき、また、27 年度の補正、条例改正等いろいろと十分ご審議をいただきました。本当にありがとうございます。

今日、最終日ですので、よろしくお願いをいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、日程に入ります。

-
- 日程第 1. 議案第 28 号 佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 2. 議案第 43 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について (委員長報告)
- 日程第 3. 議案第 44 号 佐用町行政不服審査会条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 4. 議案第 31 号 佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 5. 議案第 36 号 佐用町税条例の一部を改正する条例について (委員長報告)
- 日程第 6. 議案第 39 号 佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について (委員長報告)

議長 (西岡 正君) まず日程第 1 から日程第 6 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例についてから、日程第 6、議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例についてを、一括議題といたします。

議案第 28 号、第 43 号、第 44 号、第 31 号、第 36 号、第 39 号については、所管の総務常任委員会に審査を付託いたしておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

総務常任委員長（小林裕和君） おはようございます。

それでは、第 70 回佐用町議会において、総務常任委員会に付託された案件の審査結果を報告させていただきます。

委員会日時は、3 月 9 日、午前 9 時 27 分開会であります。

開催場所は、本庁第 1 庁舎西館 3 階、議員控室。

出席、委員については 7 名全員。当局から、町長、副町長、総務課長、総務課人事室室長及び室長補佐、企画防災課長、企画防災課まちづくり企画室長、税務課長、健康福祉課長、商工観光課長、生涯学習課長、教育委員会教育次長、教育課長の 13 名であります。事務局からは、局長、局長補佐でありました。

付託案件の審査に入る前に議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例に関するキャンプ場、炭焼き窯等を現地確認させていただきました。現地確認は午前 9 時 30 分から午前 10 時 33 分まででありました。

帰庁後、付託案件の審査に入りましたので、報告は要点のみにさせていただきます。

まず、議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について、追加説明として、健康福祉課の業務を 2 つの課に再編するもので、新たに「高年介護課」を設置し、現在の社会福祉推進室の高年福祉部門と、健康増進室の介護保険部門及び地域包括支援センターを高年介護課の業務とする。また、生涯学習課を教育委員会部局に改編し、学校教育、家庭教育、社会教育事業を相互協力により推進する。

佐用町職員定数条例の一部改正については、課の再編に当たり見直しをし、町長事務局 227 人、議会事務局 3 人、教育委員会事務局 25 人、企業関係 3 人に改正し、合計 258 人とするという説明でありました。

質疑に入り、施策的に充実させるために、高年介護課の職員体制についてということで、増員で配置するという中で、保健師の中で、包括支援センターに 1 名増員する。

質疑を終結し、討論なし、採決に移り、全員賛成で、議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決としました。

続いて議案第 43 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、追加説明として、時代に即した抜本的な見直しを行うべく改正法が公布され、4 月 1 日から施行される。それに伴い関係条例について、法との整合性を確保すべく改正を行うものである。

主たる改正は、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一元化すること、公平性の向上を目的とし、審理委員制度の導入並びに第三者機関への諮問手続きが新設、利便性の向上を図るために、審査請求期間が現行の 60 日から 3 カ月に延長される。

質疑に入り、町の条例上、手続きはどのように変わるのかについては、手続き上は変わらない。過去に行政不服審査に係る事案はあったのかについては、事案はない。

質疑を終結し、討論なし、採決に移り、全員賛成で議案第 43 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決しました。

続いて議案第 44 号、佐用町行政不服審査会条例の制定について、追加説明として、行政不服審査法の改正に伴い、公平性の目的で町の判断の妥当性を第三機関にチェックさせる体制を確立するため、諮問機関として、新たに佐用町行政不服審査会を設置し、組織、運営についての必要事項を定める。

質疑に入り、審査会の人選はどのように考えているのかについては、公平性を考慮して人選する。詳細は決めていない。議決後選任したい。専門的な知識もいる調査自体はどうするのかについては、法律的問題、行政上の関連等、事務局として当局が前例、事例を踏

まえ法的に弁護士等に協議し、資料提供をしていく。

質疑を終結し、討論なし。採決に移り、全員賛成で、議案第 44 号、佐用町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決としました。

続いて議案第 31 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

追加説明はなし、質疑に入り、日額の算出根拠については、各類似委員会、審査会、審議会等を参考にして決定をした。

討論なし、採決に移り、全員賛成で、議案第 31 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決としました。

続いて、議案第 36 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、追加説明として、地方税法に定める猶予制度について、納税負担の軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から見直すものである。第 8 条では、徴収の猶予に係る分割納付等の方法について規定、第 9 条では、徴収猶予の申請手続き等の規定、第 11 条は、職権による換価の猶予の手続き等の規定、第 12 条は、申請による換価の猶予に係る申請手続きの規定、第 13 条は、担保を徴する必要がある場合の規定である。

質疑に入り、条例で明文化されたことにより、どのように変わるのかについては、これまで上位法令等に準じていたが、今後、条例で定めた書類を提出していただくこととなる。時効については、納付誓約を取ることで、時効を中断させるという意味合いがある。

質疑を終結し、討論なし、採決に移り、全員賛成で、議案第 36 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決としました。

続いて、議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について、現地視察においてキャンプ場及び炭焼き窯の活用状況、今後の管理及び使用の見込み状況などの説明がありました。従って、追加説明はなし、質疑もなし、討論もなし、採決に移り、全員賛成で議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決としました。

以上で、付託案件の審査報告としますが、委員会審査の詳細については、事務局の会議録をご参照ください。以上で、報告を終わります。

議長（西岡 正君） 総務常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 28 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論・採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、日程第 1、議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 28 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 28 号、佐用町課設置条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 2、議案第 43 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 43 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 43 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 3、議案第 44 号、佐用町行政不服審査会条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 44 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 44 号、佐用町行政不服審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 4、議案第 31 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います

が、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 31 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 31 号、佐用町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 5、議案第 36 号、佐用町税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 36 号、佐用町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
続いて、日程第 6、議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これから討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 39 号、佐用町上月スポーツ公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

-
- 日程第 7. 議案第 27 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 8. 議案第 46 号 佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 49 号 佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 52 号 佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定について（委員長報告）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 7 から日程第 10 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 27 号、町道路線の変更についてから、日程第 10、議案第 52 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定についてまで、一括議題といたします。

議案第 27 号、第 46 号、第 49 号、第 52 号については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員長の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、石堂 基議員。

〔産業厚生常任委員長 石堂 基君 登壇〕

産業厚生常任委員長（石堂 基君） 第 70 回、佐用町議会定例会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を会議規則第 73 条の規定により報告をいたします。

付託日は平成 28 年 3 月 4 日、審査日は同月 11 日に行っております。

委員会に出席した者は、厚生常任委員会委員全員と議長、当局からは、町長、副町長、総務課長、住民課長、住民課年金・保険室長、健康福祉課長、健康福祉課健康増進室長、建設課長、建設課道路河川管理室長、事務局から局長と局長補佐であります。

まず、議案第 27 号に関する現地調査を行った後に、付託案件の審議を行いました。

まず、最初に議案第 27 号、町道路線の変更についてであります。

今回の町道路線変更は、佐用地域吉福にあります吉福山田線ほか 16 路線です。その中で、吉福山田線及び大願寺岡ノ平線、船着中河原線、竹ノ下線、上河原船着線、久崎 3 号線、笹ヶ丘虚田線、双観線、久崎小赤松線、船着駅前線、平瀬廻り渕線、原林線、久崎集会所前線、そして中安 102 号線、それぞれは、千種川及び佐用川河川改修事業により、起点または終点が変更されたものであります。

なお、中安 102 号線につきましては、周辺自治会の要望もあり河川改修で延長された部分を新たに町道として認定するもので、完了後にはガードレール等の安全施設も整備される予定です。

次に、佐用地域平福にあります裏町線及び京橋線、下町西側線につきましては、平成 12 年ころに行われました歩道整備に関連する町道の補正が行われていなかったものを、今回、補正しようとするものです。

審査内容についての意見は特になく、審査結果としまして、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は、国民健康保険税の減免申請猶予期間を変更するものと、国の制度改正に伴い課税限度額及び 5 割、2 割の軽減判定に必要な控除額を大きく引き上げ、軽減対象者を広げようとするものです。そして、町独自による税率の改正です。

なお、追加説明では、税率改正の内容として、所得割、均等割、平等割等の改正内容が示されました。

質疑としましては、現状における減免申請の申請状況が問われ、10 世帯からの申請があることが報告されました。

また、税率改正による増加額として、2,209 万円が見込まれる説明も行われました。

次に、一般会計からの繰入状況についての質疑があり、全体繰入 2 億 5,000 万円のうち、国保会計に対する赤字補填的措置として、法定外繰入が 8,300 万円程度行われている説明がありました。

さらに、福祉、乳児、障害者を対象とした町単独事業を実施していることによる国の減額状況についての質疑がありましたが、これに対しては、療養給付費及び調整交付金として、おおむね 50 パーセント程度の減額が行われている旨の説明が行われました。なお、この減額措置に対する見直し要請が行われていることも合わせて報告されました。

審査内容に対する主な意見として、社会保障としての国民健康保険制度から考え、税率改正等を行って国保加入者負担を増加させることなく、一般会計からの繰入を行うべきとの反対意見が出されました。

また、賛成意見としては、本町の医療費が県下でも非常に高い中で、加入者の負担する国保税は県下でも下位に位置することから相当額の町負担が行われていることが述べられ、国保会計の健全化を図るためにも一定の加入者負担を求めることの必要性が述べられました。

審査結果としましては、本委員会では、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第 49 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正は介護保険法の一部改正に伴い、介護予防ケアマネジメント事業が介護予防支援事業になることと、町が包括支援センターに委託可能な事業として、在宅医療・介護連携推進事業と生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業の 3 点を新たに追加しようとするものです。

質疑では、それぞれの事業への取り組み時期が問われましたが、来年度からの実施に向けて予算計上されている旨が説明されました。

審査内容に対し、主な意見はなく、本委員会では、挙手全員により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 52 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定についてであります。

今回の条例制定は、平成 24 年度に制定した同条例を従来のコピー方式という条例の制定基準を対象条項を引用するリンク方式に改め、各事業所、事業者の事務軽減を図るとともに町における法制事務の正確性を担保するために行われるものです。

審査内容に対し、特に意見はなく、本委員会では、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告とさせていただきますが、詳細については、委員会会議録をご参照ください。

議長（西岡 正君） 産業厚生常任委員長の審査報告は終わりました。

それでは議案第 27 号から順次、委員長報告に対しての質疑及び討論、採決を続けて行いますので、よろしくお願いいたします。

まず日程第 7、議案第 27 号、町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行いますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 27 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 27 号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 8、議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行いますが、ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行いますが、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部改正に対する反対討論を行います。

国民健康保険税を平均 8 パーセント、世帯当たり 8,114 円引き上げる提案は認められません。

国は、平成 27 年度補正予算で保険者支援として佐用町には 1,958 万 1,000 円、被保険者 1 人当たり約 5,000 円の支援金を交付しています。国の支援金は、平成 27 年度から 3 カ年間交付される現在予定です。この支援金を町の一般会計からの繰入削減に使うのではなく、本来の趣旨である高すぎる保険税の引き下げに使うべきです。国の支援金を活用すれば、国保税の引き上げを行う必要はありません。

町民が払える国保税にするため国保税の負担を軽減することを求め、国民健康保険税引き上げの条例改正に反対いたします。

議長（西岡 正君） はい、続いて、賛成討論ありますか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫議員。

10 番（岡本安夫君） はい、10 番、岡本安夫です。

私は、議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成討論いたします。

ご承知のとおり、この条例改正は先般の予算特別委員会で審議された国保会計や後期高齢者医療会計、あるいは介護保険関係にも関係するものです。その特別委員会の審議や産業厚生常任委員会でも明らかになったように、県下でも 1 人当たりの医療費は上位で、逆に 1 人当たりの調定額は下位という状況が続いております。どの保険会計も慢性的に厳しい財政運営となっております。

このたびの改正では、若干の限度額の引き上げはあるものの、いわゆる中間所得層には、一定の配慮がされています。

また、納税者には極力急激な負担増しにならないように 8,300 万円の法定外繰入も行っております。

町全体の健全財政の維持と、各会計とのバランスや納税者の立場などのせめぎ合いの中で大変苦勞された改正であると思います。

この国保会計は制度上 1 自治体では限度があります。持続可能な社会保障と医療制度になるよう国への働きかけをしていただくことはもとより、引き続き健全財政の維持と疾病予防に努めてもらうことをお願いして、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかに討論ございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 46 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 46 号、佐用町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 9、議案第 49 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 49 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 49 号、佐用町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 52 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定について、委員長の報告に対する質疑を行います。ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 52 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 52 号、佐用町介護保険法の規定により条例に委任された基準等を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-
- | | | |
|---------|----------|---|
| 日程第 11. | 議案第 67 号 | 平成 28 年度佐用町一般会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 12. | 議案第 68 号 | 平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 13. | 議案第 69 号 | 平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 14. | 議案第 70 号 | 平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 15. | 議案第 71 号 | 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 16. | 議案第 72 号 | 平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 17. | 議案第 73 号 | 平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 18. | 議案第 74 号 | 平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 19. | 議案第 75 号 | 平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 20. | 議案第 76 号 | 平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 21. | 議案第 77 号 | 平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 22. | 議案第 78 号 | 平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 23. | 議案第 79 号 | 平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 24. | 議案第 80 号 | 平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 25. | 議案第 81 号 | 平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出について（委員長報告） |
| 日程第 26. | 議案第 82 号 | 平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について（委員長報告） |

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 11 から日程第 26 を一括議題としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 11、議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算案の提出についてから、日程第 26、議案第 82 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出についてまでを、一括議題といたします。

議案第 67 号から議案第 82 号については、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

予算特別委員長、矢内作夫議員。

予算特別委員長（矢内作夫君） それでは、おはようございます。

第 70 回定例会におきまして予算特別委員会に付託されました平成 28 年度予算案の審査の経過及び結果につきまして報告をいたしますが、全員で構成しておる委員会でありますので、ごく簡単な報告になりますが、ご理解いただきますようお願いをいたします。

開催日時につきましては、3 月 7 日、8 日の両日、午前 9 時より本会議場におきまして議員全員。当局より町長、副町長、教育次長、各課長、天文台公園長、支所長、各関係室長のもと、午前 9 時より審査を開始いたしました。

なお、平田教育長よりインフルエンザのため欠席との連絡を受け、その点、報告をいたしました。

まず、議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算案歳入より審査に入りました。

5 款、町税につきましては、滞納繰越計上分についての質疑がありました。

10 款、地方贈与税・15 款、利子割交付金・16 款、配当割交付金・17 款、株式譲渡所得割交付金・18 款、地方消費税交付金・20 款、ゴルフ場利用税交付金につきましては、質疑はありませんでした。

25 款、自動車取得税交付金につきましては、自動車取得税交付金の減額理由についての質疑がありました。

30 款、地方交付税につきましては、まち・ひと・しごと創生の取り組み等の質疑がありました。

35 款、交通安全対策特別交付金につきましては、質疑はありませんでした。

40 款、分担金及び負担金につきましては、地方バス対策事業費負担金についての質疑がありました。

45 款、使用料及び手数料につきましては、滞納繰越計上分についての質疑がありました。

50 款、国庫支出金、55 款、県支出金、60 款、財産収入につきましては、質疑はありませんでした。

65 款、寄付金につきましては、ふるさと応援寄付金など 3 件の質疑がありました。

70 款、繰入金につきましては、民生費受託事業収入についての質疑がありました。

80 款、諸収入につきましては、太陽光発電の売電収入など 3 件の質疑がありました。

85 款、町債については、質疑はありませんでした。

次に、一般会計歳出に関する審査に入りました。

まず、5 款、議会費につきましては、質疑はありませんでした。

10 款、総務費につきましては、田舎体験事業運営業務委託料、定住マンション建設調査業務委託料、地域支援事業補助金、三土中学校解体経費、職員研修業務委託料、地域自治包括交付金等々の質疑が続きました。

時間の都合で、午前 10 時 42 分休憩に入りました。同 11 時に再開し、引き続き総務費の審査を続行しました。

携帯電話の整備事業、老朽危険空き家除去支援事業補助金等々 16 件の質疑がありました。

続いて 15 款、民生費につきましては、緊急通報システム保守管理委託料、病児保育事業、保育園費、児童措置費、仮称南光保育園建設費等々 7 件の質疑がありました。

15 款、民生費の質疑が終わり、昼食のため休憩に入りました。0 時 5 分より午後 1 時 15 分まで休憩としました。

午後 1 時 15 分審査を開始し、20 款、衛生費の審査では、にしはりま環境事務組合負担金の増額の件、姫路救命救急センター運営費助成金等 4 件の質疑がありました。

次に、25 款、農林水産業費の審査では、中山間直接支払制度、地域集積協力金、農産物

特産定着化対策費補助金、地域おこし協力隊、森林整備地域活動支援交付金等々、10 数件の質疑がありました。

続いて 30 款、商工費の審査では、観光看製作策業務委託料、利神城跡の今後の取り組み等、4 件の質疑がありました。

次に、35 款、土木費の審査では、町営住宅除去、家屋の耐震化診断等々、5 件の質疑がありました。

次に、40 款、消防費の審査につきましては、播磨科学公園都市消防業務委託料に関する 1 件の質疑がありました。

次に、45 款、教育費の審査につきましては、青少年育成センター運営費、三日月小学校大規模改修について、また、文化財保護費等々、9 件の質疑がありました。

45 款、教育費の質疑を終え、午後 3 時 18 分より同 34 分まで休憩をいたしました。

休憩を解き、55 款、交際費の審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

続いて 60 款、諸支出金、80 款、予備費の審査に入りましたが、質疑はありませんでした。

以上で、議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算案の審査は終了し、討論に入り、反対討論 1、賛成討論 1 がありました。

討論を終え、採決の結果、賛成多数で本案は原案どおり可決をされました。

以上で 1 日目の審査を終えました。終了時間は、午後 3 時 45 分であります。

審査 2 日目、3 月 8 日、午前 9 時より開会し、まず、インフルエンザのため平田教育長、申告相談のためということで、加藤税務課長の欠席を報告した後、特別会計予算案の審査に入り、まず、議案第 68 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の審査に入りました。

審査につきましては、有限責任事業組合の公開性について、ほか 2 件の質疑がありました。

質疑を終え、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の、まず、歳入についての審査をいたしました。国保の加入状況、また、滞納件数等々の質疑がありました。

続いて、歳出の審査では、基金積立金など保険給付費準備基金、保険給付費、町民の疾病状況等の質疑がありました。

質疑を終え、討論に入り、反対討論 1、賛成討論 1、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決をされました。

次に、議案第 70 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案歳入の審査に入りました。

後期高齢者医療保険料等々 3 件の質疑がありました。

歳出については、保健事業費についての質疑がありました。

質疑を終え、討論に入り、反対討論 1、賛成討論 1、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

続いて議案第 71 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案歳入の審査に入り、低所得者保険料軽減繰入金等、3 件の質疑がありました。

歳出では、介護保険訪問調査管理システム導入委託料、地域支援事業費、認知症総合支援事業費等々、7 件の質疑がありました。

介護保険サービス事業勘定歳入及び歳出については、質疑はありませんでした。

質疑を終え、討論に入り、反対討論 1、賛成討論 1、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

午前 10 時 20 分から休憩に入り、同 35 分再開。

議案第 72 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の審査に入り、歳入の部の審査については、質疑はありませんでした。

次に、歳出の審査では、施設の維持管理していく上での検討事項についての質疑がありました。

質疑を終え、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続いて議案第 73 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の歳入の部では、滞納繰越計上分の質疑がありました。

次に、歳出の部では、質疑はありませんでした。

質疑を終え、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続いて議案第 74 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案歳入の審査では、滞納繰越分についての質疑がありました。

次に、歳出については、建設改良の工事請負費、資産評価業務の質疑がありました。

質疑を終え、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

続いて議案第 75 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の歳入の部の審査では、滞納繰越分の質疑がありました。

次に、歳出の部では、審査評価業務の質疑がありました。

質疑を終え、討論なく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決されました。

続いて議案第 76 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案については、歳入歳出とも質疑なく、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案の歳入についての審査では、使用料について、ほか 1 件の質疑がありました。

歳出について、質疑はなく、質疑を終え、討論なし、採決の結果、全員の賛成で原案のとおり可決されました。

続いて議案第 78 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計予算案の審査に入りましたが、歳入歳出とも質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で、原案どおり可決されました。

次に、議案第 79 号、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案の審査に入りましたが、これも歳入歳出とも質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第 80 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の審査に入りましたが、歳入歳出とも質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決されました。

続きまして、議案第 81 号、平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の審査に入りましたが、歳入歳出とも質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第 82 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の審査に入りましたが、これも歳入歳出とも質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決しました。

以上で、全ての予算案を可決し、午前 11 時 27 分閉会をいたしました。

皆様のご協力のおかげをもちましてスムーズな委員会審査ができました。

また、当委員会では、付託の議案全てが可決をいただきました。本日の本会議におきましても適切妥当な結論をいただきますようお願いをいたしまして、委員長報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局に置いてあります議事録をご覧ください。以上です。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 67 号から、順次、討論及び採決を続けて行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず日程第 11、議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算案の反対討論を行います。

平成 28 年度予算案は学校給食費の無料化を求める請願運動や子育て支援を求めてきた住民の切実な願いに応え、学校給食費の半額助成、地元産食材の使用拡大、保育園・幼稚園・学童保育の保育料を第 2 子から無料にする。小中学校副教材費相当額の商品券助成の予算化が昨年に引き続き行われています。

また、中学 3 年生までを対象にしたインフルエンザ予防接種の助成が新たに予算化されています。

地域おこし協力隊、老朽危険空き家対策などは一定評価できますが、予算全体には大きな問題があります。

問題点の第 1 は、基金の貯め込みです。町はこれまで合併 11 年目から普通交付税の大幅な減額が行われるとして行革を進め町民要求を抑えてきました。しかし、国は、合併時点では、想定されていなかった支所経費などを交付税に算定し、交付税削減額が 4 割から 5 割程度に緩和される見通しです。これまで合併算定替終了に備えるとして積み立てている基金の財源を町民の暮らしを守るために有効に活用すべきです。

第 2 は、町民の暮らしを応援する手立てです。国保税、介護保険料、利用料の軽減のために一般会計からの繰り入れを行い、住民負担を軽減すべきです。交通弱者の増加が見込まれる中、外出支援サービス、さよさよサービスは社会福祉協議会に移譲されてはいますが、毎日運行をすること。福祉タクシーの利用回数制限の緩和など、利用者の利便性向上と同時にタクシー業者の営業を守るべきです。コミバス運行は、現行、バスの土日運行や全町域を網羅し、公共交通のさらなる充実が求められています。保育士の正規雇用を増やすべきです。保育士の正職員化は保育の資質向上など、職員の職業意識の向上にとって重要です。合併後、減らし続けている保健師は、保健・医療・福祉の充実に重要な役割をしています。さらに増員を図るべきです。また、特定健診の充実で健康で長寿を喜べるまちづくりを進めることです。また、文化、スポーツの発展を支援するためにも町民の公共施設使用料は免除すべきです。支所、出張所は、地域で課題解決ができる体制が必要です。

第 3 は、産業振興の振興です。農業では、農業特産品の育成を強め、J A、県、農業改良普及センターとも連携した放棄田対策など、実行性のある農業振興への取り組みが必要です。商工業では、商工振興の総合窓口業務は、商工会任せではなく、町の業務として位置づけ、地元商工業者の声を町の責任で直接把握すべきです。また、中小企業振興条例を制定して、抜本的な商工業者への支援が求められます。地域循環型の経済政策を進めることについて、町内商工業者支援として、全国で実行性があるとして取り組まれている住宅リフォーム制度の導入をするべきです。賃金単価を保障し入札を適正化させていく上で有効な公契約条例を制定すべきです。

最後に、町政運営について、第 3 次行財政改革に基づき、選挙事務の効率化として、投

票所を 31 カ所から 18 カ所に削減。ポスター掲示場も削減。確定申告相談会場の削減は、住民の利便性やサービスの切り捨てであり問題です。住民との懇談の場を設け、住民が主人公の町政運営が求められます。

以上、町民の負担軽減、暮らし応援、子育て支援、農林商工業の振興に不十分な予算であることを指摘して反対します。

議長（西岡 正君） はい、次に賛成討論ございますか。

〔小林君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、小林議員。

3 番（小林裕和君） はい、3 番、小林裕和です。

私は、平成 28 年度佐用町一般会計予算案に対する賛成の立場で討論させていただきます。

本町のような中山間地域における地方経済は、依然厳しい状況が続く中において、総額 128 億 9,842 万 9,000 円が計上されております。

昨年度、平成 27 年度は人口減少対策として、第 2 子以降の保育料の無料化、児童・生徒の副教材費相当額の補助、給食費の負担軽減等々を実施してきました。

本年は、平成 28 年は町の将来に夢を描かせるような次世代農業のモデルとなるような農産物栽培ハウスの建設、地方に元気を与える起爆剤になるであろう地域おこし協力隊の拡充、人口減少抑制に向けた定住促進施策や雇用創出施策、利神城跡、旧三日月藩の表門移築保存など歴史的価値ある資源活用、インフルエンザ予防接種の拡充、納税者の利便性を図るクレジット納税システムの導入の準備等々、各分野において、施策の取捨選択の中で平成 28 年度佐用町の一般会計予算案は策定されていることが予算特別委員会の審議においても認められましたので評価できるものです。

しかしながら、町税、交付税等、歳入の見通しは依然厳しい状況のままであり、行財政改革の名のもとに施策の見直し再検討する中で、健全な財政運営と硬直しない行政施策の運営を期待し、住民ニーズを的確に把握し、住民の暮らし向上に向けた予算執行を望み、賛成討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 67 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数です。よって、議案第 67 号、平成 28 年度佐用町一般会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 12、議案第 68 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案についての討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 68 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 68 号、平成 28 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 13、議案第 69 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 69 号、平成 28 年度国民健康保険特別会計予算案の反対討論を行います。

同予算案は保険税を 8 パーセント、世帯当たり 8,114 円引き上げる提案です。

国民健康保険税は平成 24 年に平均 10 パーセント、世帯当たり 1 万 3,876 円。平成 25 年には 6 パーセント、世帯当たり 7,741 円引き上げてきました。

平成 26 年度決算で滞納総額は約 8,000 万円になっています。滞納額は年々増加しています。保険税の異常な高騰と貧困層、境界層への対応、実行ある救済策がない制度の不備で起こっています。滞納対策は、町民の生活実態をよく聞き、親身に対応することを求めます。

滞納を減らすためには、払える国保税にしていけることが大切です。国民皆保険を持続可能な制度にするためには、国庫負担割合を給付費の 6 割以上という 1984 年の負担水準に回復する必要があります。また、平成 28 年度予算で国の保険者支援金は、保険者 1 人当たり約 5,000 円の保険税軽減に相当するものです。

町は、一般会計からの繰り入れ 8,580 万 2,000 円を前年に比べて約 1,000 万円減額しています。国の支援金は一般会計繰入を減らす対応に使うのではなく、本来の趣旨である高すぎる保険税の引き下げに使うべきです。

以上指摘し、反対します。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成の方ありますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 議案第 69 号、平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算では、平成 27 年度当初予算比較で 2.2 パーセント増の予算額が計上されていますが、この多くは医療費の増加に伴う療養給付費が見込まれるものです。

本町の国保加入者の医療状況は、県下でも非常に高い高額なランクに位置されていることは、既にご承知のとおりだと思います。

しかし、加入者に負担をお願いしている保険税については、県下でも、その負担が非常に少ないことも明らかです。これは、各年度において、実質的な赤字相当分を一般会計から繰り入れを行い、補填することによって賄われています。

その繰入状況の一部を申し上げますと、現年分では繰入総額が2億5,000万円で、その中で法定内と考えられている保険基盤安定分や職員給与関係、出産一時金、財政安定化事業分などを除いて、いわゆる法定外分が7,400万円にもなろうとしています。この傾向は数年来顕著であり、特別会計維持の原則である加入者負担から考えると、過度の繰り入れも検討の時期に来ているのではないのでしょうか。

次年度に向けては、こうした状況の一助として税率改正も予定されていますが、これによる影響額も加入者負担を十分に熟慮した結果、2,200万円にとどまり全ての解消にはつながっていません。

さらに申し上げれば、本町の国保会計を継続的に維持するためには、国民健康保険給付費準備基金条例にも定められているように、保険給付費準備基金の積み立てが必要です。

この条例で明らかなように、基金として保険給付に要した額の2分の1まで積立額を持たなければいけません。

しかしながら、本町の現状を申し上げますと、積立額として8億5,000万円必要なところ、現在の基金残額は本年度の取り崩しを差し引くと、わずか500万円です。このような状況を押してまでも加入者への過度の負担を強いることなく、次年度における国民健康保険の安定的な運営を図るために編成された本予算は適正なものであり認定に十分値することを申し上げ、賛成の討論とします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数です。よって、議案第69号、平成28年度佐用町国民健康保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第14、議案第70号、平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 議案第70号、平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会予算案の反対討論を行います。

反対の理由は、保険料を引き上げたことです。

後期高齢者保険料は28年、29年度分、均等割額を年額で4万7,603円より694円引き上げ4万8,297円に、所得割率を9.70パーセントより0.47ポイント引き上げ10.17パー

セントにしました。被保険者 1 人当たりの年平均保険料は下がりますが、これは 26 年度の所得が高かったこと、5 割、2 割軽減の対象者が増えること。2 年前の改定が大きかったことによるものであります。

後期高齢者の医療制度は、高齢者人口と医療費が増えるのに伴い、保険料が 2 年ごとに引き上げになる仕組みです。

年金の引き下げ、消費税率の引き上げなど高齢者にとって生活がますます苦しくなる中で保険料は引き上げではなく引き下げこそ必要です。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、次に、賛成討論、ありますか。

〔加古原君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、加古原議員。

1 番（加古原瑞樹君） 議案第 70 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度の予算額は歳入歳出それぞれ 3 億 230 万 2,000 円で、前年度当初予算に比べ 0.9 パーセントの増となっております。

これに伴う歳入では、医療保険料 1 億 9,302 万 5,000 円、一般会計からの繰入金 1 億 323 万円が主なものとなっており、また、歳出では広域連合納付金 2 億 8,769 万 9,000 円が主なものとなっております。歳出総額の 95 パーセントを占めております。

この制度の運営は、県下の市町で設置した広域連合と各市町で行っており、保険料も県下統一保険料となっております。平成 28 年度、29 年度の保険料は、所得割が 10.17 パーセント、均等割が月額 58 円の増加となっておりますが、給付費準備基金の一部取り崩しや低所得者軽減を拡充するなどにより 1 人当たりの平均保険料額は減額が見込まれていると聞いております。

以上のことから、加入者が安心して安定的に医療を受けることができる予算となっており、賛成いたします。

議長（西岡 正君） ほかに、討論は、ございますか。

ないようですので、討論を終結します

これより議案第 70 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 70 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 15、議案第 71 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 71 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案の反対討論を行います。

平成 12 年、2000 年度から始まった介護保険制度は、平成 27 年から 29 年までの第 6 期で佐用町の介護保険料は月額 5,600 円になりました。期を経るごとに保険料が高騰し、各地で一般会計からの繰り入れを行うなどして保険料の値上げを抑える取り組みが行われております。

介護保険料の軽減について、一般会計からの繰り入れで軽減することについて、国は禁止していないことが平成 14 年、2002 年 3 月 19 日の参議院厚生労働委員会の国会答弁でも明らかになっています。介護保険料負担が限界に達しております。介護保険料軽減のために、町は一般会計からの繰り入れを決断し軽減すべきです。

一方、介護給付は、その 1、要支援者の訪問介護と通所介護を外し、町が主体で行う地域支援事業介護予防日常生活支援総合事業へ平成 29 年度までに移行させるとしています。

その 2、特養入居者は、平成 27 年 4 月から原則要介護 3 以上に限定するという一方で、要介護 2 以下の人が入所できなくなることで、待機者はさらに増えざるを得ません。

その 3、介護施設の部屋代や食事代を国が補足する補足給付の縮小を平成 27 年 8 月から実施しています。

その 4、所得 160 万円以上の人を対象に利用料を 2 割に引き上げる。平成 27 年 8 月から実施し、利用者やその家族に深刻な影響を与えております。

介護保険料は上がり続け、いやおうなしの年金からの天引きで、高齢者の生活を圧迫、給付は抑制するということになっている。こうした予算は認められません。

以上指摘して、反対します。

議長（西岡 正君） 賛成の討論、ありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、千種議員。

2 番（千種和英君） 平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先日の国勢調査の速報値では、佐用町の人口は前回調査と比較して、9.1 パーセントの減少。約 1 万 7,500 人だとの発表がありました。

その人口構成においては、65 歳以上が 6,500 人、これは人口の約 37 パーセントを占めます。

また、その中において、要支援、要介護の必要な方は約 1,500 名、これは対象者の約 23 パーセント、人口の 8.6 パーセントに当たります。そういった背景において、昨年度の当初予算と比較すると、事業勘定で 99.8 パーセント、サービス勘定で 101.8 パーセント、ほぼ昨年同様額の予算が編成されております。これは、対象者の需要に伴う保険給付費とサービス事業費の増加見込みに対応するものであります。不足する額につきましては、一般会計からの繰り入れ、また、低所得者保険料軽減繰り入れ等の対応も取りながら、加入する要介護者の皆さんが安心してサービスを受けられる予算編成となっております。

また、いきいき百歳体操や頭の体操の普及推進予算も盛り込み、積極的に予防にも取り組もうとされている評価のできる予算編成であることを付け加え、賛成といたします。

議長（西岡 正君） ほかにございますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 71 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 71 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 16、議案第 72 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算案について、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 72 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 72 号、平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 17、議案第 73 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案についての討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 73 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 73 号、平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 18、議案第 74 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案についての討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 74 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 74 号、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 19、議案第 75 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案について、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 75 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 75 号、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 20、議案第 76 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 76 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 76 号、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 21、議案第 77 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行いますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 77 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 77 号、平成 28 年度佐用町 笹ヶ丘荘特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 22、議案第 78 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計予算案について、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 78 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 78 号、平成 28 年度佐用町 歯科保健特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 23、議案第 79 号、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計予算案について、討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 79 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 79 号、平成 28 年度佐用町 宅地造成事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 24、議案第 80 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案について、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 80 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 80 号、平成 28 年度佐用町農業共済事業特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 25、議案第 81 号、平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について、討論を行います、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 81 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 81 号、平成 28 年度佐用町石井財産区特別会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

続いて日程第 26、議案第 82 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出について、討論はございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 82 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 82 号、平成 28 年度佐用町水道事業会計予算案の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。しばらく休憩したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

この時計で、10 時 55 分まで休憩します。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 55 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を続けます。

議長（西岡 正君） 続いて日程第 27 に入ります。

日程第 27 からは、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、発議第 2 号、台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会を廃止する決議を議題といたします。

提案に対する説明を求めます。台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員長、竹内日出夫議員。

〔台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員長 竹内日出夫君 登壇〕

台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員長（竹内日出夫君） 発議第 2 号、台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会を廃止する決議について、説明をいたします。

台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会は、平成 21 年の台風 9 号による災害の復旧・復興対策について調査・検討することを目的に、平成 22 年 5 月 10 日に設置され、まもなく 6 年を迎えようとしています。

その間、町では災害復旧工事を進めるとともに、被災者の生活支援、災害検証委員会からの提言の対応、災害復興計画の策定とフォローアップ委員会の開催、また、各地域における自主防災活動の展開など、災害の復旧・復興に向けた取り組みが着実に進められています。ふるさとの復興を目指したまちづくりの実績として、一定の成果を認識できるころであります。

また、兵庫県の河川災害復旧工事、及び、千種川水系の緊急河道対策事業も順次行われ、橋梁の架けかえや護岸改修工事等も、ほぼ完了に近づいた状況となっています。

これらの現状を踏まえ、先般、当委員会において災害復旧並びに復興の状況について調査・協議いたしました結果、特別委員会としての所期の目的は終了したものと判断し、台風 9 号災害復旧・復興対策特別委員会を廃止する決議を提案するものであります。

以上、提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第2号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、発議第2号、台風9号災害復旧・復興対策特別委員会を廃止する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第28. 発議第3号 学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止する決議

議長（西岡 正君） 続いて日程第28、発議第3号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止する決議を議題といたします。

提案に対する説明を求めます。学校・保育園規模適正化調査特別委員長、廣利議員。

〔学校・保育園規模適正化調査特別委員長 廣利一志君 登壇〕

学校・保育園規模適正化調査特別委員長（廣利一志君） 発議第3号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止する決議について、説明いたします。

学校・保育園規模適正化調査特別委員会は、少子化・過疎化の進行に伴う町内小・中学校、保育園の適正規模について調査・検討することを目的に、平成23年12月22日に設置されました。

学校・保育園規模適正化については、本町では、平成22年度に佐用町教育振興基本計画及び学校・園規模適正化推進計画が策定され、各校区・園ごとに保護者や地域の皆さんとともに委員会を立ち上げ、規模適正化の取り組みが進められてきました。

現在までに、小学校については、平成26年4月に佐用小学校と江川小学校が統合し佐用小学校に、また、中安小学校と徳久小学校が統合し南光小学校に。平成27年4月には、幕山小学校・上月小学校・久崎小学校が統合し、上月小学校として開校し、新たにスタートされています。

今後の取り組みとなる三河小学校については、平成29年から平成31年の間に委員会を立ち上げ、また、利神小学校については、平成30年度に懇談会を立ち上げて、それぞれ協議を再開する予定となっています。

保育園につきましては、平成26年4月に、佐用保育園と江川保育園が統合し佐用保育園に、また、長谷保育園・平福保育園・石井保育園が統合し、利神保育園としてそれぞれ開園しました。平成27年4月には幕山保育園・上月保育園・久崎保育園が統合し上月保育園として開園しています。

中安保育園と徳久保育園については、来年度に施設の新設工事が行われ、来年の4月に開園の予定となっています。

また、三河保育園については、三河小学校と同様に、平成29年から平成31年の間に委員会を立ち上げ協議を再開する予定となっています。

中学校につきましては、小学校の適正化の状況を見ながら適正化を進めることとなり、今後の三河小学校や利神小学校の状況を見て取り組みが開始されることとなります。

これらの現状を踏まえて、先般、当委員会において協議しました結果、現在までに進められた小学校及び保育園の規模適正化については、それぞれ新しい学校、保育園の開校・開園を迎えた状況であり、今後進められる取り組みについては、地域での委員会等が再開

された時点からの協議となり、当面、地域の動きはないことから、学校・保育園規模適正化調査特別委員会は廃止し、今後は、地域の委員会等の動向に合わせて、適時、所管する常任委員会や全員協議会の場で協議・検討を進めることといたしました。

以上により、学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止する決議を提出するものがあります。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行います、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 先ほどの提案説明の中で、三河小学校と利神小学校、まだ、小学校については、地元の協議が再開された段階で、また、議会としても協議するということですが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、委員長、答弁をお願いします。

学校・保育園規模適正化調査特別委員長（廣利一志君） そういう議論があるということについても、私もよく理解をしております。

ただ、特別委員会の性格性というところからすると、利神小学校、あるいは三河小学校については、それぞれ委員会等で三河小学校については、平成 29 年から 31 年委員会立ち上げと、利神小学校については、平成 30 年度に懇談会立ち上げというようなことが、一応、話し合いがされております。そういうところから、説明しましたように、常任委員会、あるいは全員協議会というところで、随時協議をしていくという形でいいのではないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います、ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 発議第 3 号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止に反対の討論を行います。

学校規模適正化推進計画では、学校規模適正化の必要性として教育効果の観点で一定規模の人数や学級数の確保が重要とし、保護者ニーズがある。

学校運営の観点からは、複式学級を本来の姿に戻すが挙げられていました。

しかし、小学校では、三河小学校と利神小学校が、まだ、必要性について協議途中です。そして、町教委では、小学校の統廃合後に中学校も統合する計画ですが、中学校の統合の必要性については、ほとんど議論はされておられません。

学校統合を考える上で教育的見地からみるのと同時に地域の拠り所としての役割も考える必要があります、学校跡地活用についても当委員会で協議すべきです。教育委員会、当局とは別に、議会としての調査が必要で、役割が終えたとはいえません。

以上、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

6 番（石堂 基君） 発議第 3 号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止する決議に賛成の立場で討論したいと思います。

先ほど、委員長のほうから説明があったように、この計画において、それぞれ進行した内容のもの、あるいは経過的なものを含め、一定の経過を、私たちも見ております。

その中で言えば、当然のことながら計画に示されたとおり、地域の地域合意に基づき、それぞれ、今、計画途上のものにおいても平成 29 年、あるいは 30 年、それぞれの目途年度を設けて、今、地域での協議が、その時点で再開されようとしています。

本来、この当委員会は、進行する計画を注視しながら、また、地域の要望をいかに行政に反映していくかというようなことの意見を出す場であったと思います。一定の成果を挙げた今現在であれば、今後、新たに地元協議が再開される時期に、この設置を考えればいいことで、それ以上のものは、現時点ではないと思います。

これをもって賛成の討論とします。

議長（西岡 正君） それでは、討論を終結します。

これより発議第 3 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 3 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、発議第 3 号、学校・保育園規模適正化調査特別委員会を廃止する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第 29. 議案第 86 号 平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 29、議案第 86 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、本日、追加上程をいただきました議案第 86 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算（第 5 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、国の平成 27 年度補正予算に盛り込まれました地方創生加速化交付金の内示決定を受け、対象事業費を予算措置し、翌年度に繰り越すものでございます。

補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,236 万 5,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 136 億 5,401 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身について、第 1 表、歳入歳出予算補正により、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からであります。予算書 1 ページをご覧ください。

国庫支出金につきましては、7,896 万円の増額。国庫補助金におきまして、地方創生加速化交付金の追加計上でございます。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金 340 万 5,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございます。

総務費につきまして、8,236 万 5,000 円の増額。総務管理費におきまして、新たな費目、地方創生加速化交付金を設け、事業費を追加計上いたしております。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第 2 表、繰越明許費補正によりまして説明を申し上げます。

同じく 1 ページであります。地方創生加速化交付金事業につきまして、地方自治法第 213 条に規定する繰越明許費の金額を設定するものでございます。

以上、佐用町一般会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましても、本日即決いたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 一番後ろのところに補正の予算説明資料と付けてあるんですけど、そのことについて、ちょっとわからない部分がありますので、お伺いいたしますけれど、一番上の 146 万円の就農・帰農の方たちが農林振興課のほうで、ある程度、こういう数というのはつかんでいらっしゃるんですか。そこらへんが 1 点。

そして、これらをする事についての呼びかけについては、どういうふうな格好でされますでしょうか。このことについて伺います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、この新規人材と育成研修でございますけども、これにつきましては、果樹とか蔬菜とかいうことを計画しております。今年度も佐用高校の協力の

もと、果樹の接ぎ木の講習会とか、そういうふうなことを、町民の皆さんに呼びかけしておりますので、そういう関係で、とりあえず定員としては 20 名程度を見込んでおりますけれども、町広報、あるいは無線放送なりで、また、呼びかける。また、町内の直売所の運営協議会等もごございますので、そういうところで呼びかけて、人を集めて講習会なりを実施したいということを考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） それから、下の欄の 200 万円の着地型観光・買い物ツアー等実施、これについての詳細説明と、その下の販売拠点をサイクリングで回るということでございますけれど、これらは、佐用町内にある販売拠点を町民の皆さんを募って自転車ですって見て回るといことなのか、今、テレビでやっておる正平さんが全国の村々訪ねてサイクリングしてますね。見た方あると思いますけれど、ああいうふうな方呼んで、テレビ局も呼んで大々的にやっていくと、佐用をPRしていくと、そういうふうなことも、この中に、そういうふうなことも含めて考えられているかどうか、そこらへんについては、どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） まず、着地型観光・買い物ツアーでございますけども、この平成 27 年度におきましては、これはもち大豆を中心とした都市住民の方からの観光ツアーを募集しまして 2 回実施しております。これにつきましては、地域活性化支援交付金の地方創生先行型を利用したわけですが、それと同じように、今度は、そのもち大豆ではなくて、町内の観光地とか、あるいは直売所とか、そういうことを見ていただくということで、都市住民の方に来ていただくということで募集をしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

7 番（岡本義次君） その下のサイクリング。

議長（西岡 正君） ああ、はい。

商工観光課長（高見寛治君） サイクリングの関係のことですが、主には、町内の販売拠点をめぐる計画をしております。

それと、去年からひまわりのところで、3 県を回る、千種、実栗のほう、それから岡山

のほう回ってくるルートもつくっておりますので、そこらも考えたことを、1つは考えていきたいと思います。

主には、町内の販売拠点を回るサイクリング、また、ウォーキングを計画をしていきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、もう1件。

7番（岡本義次君） 町内の販売所を自転車で回っていくということで、町内の方については、近くで自転車に乗って来られる方が行けると思うんですけど、町外の遠いところの方については、その自転車は何か確保される、そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 今後の課題になろうかと思いますが、持っておられる方は持って来ていただきますし、もし、ない部分については、レンタル等も考えていきたいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 次世代モデルプラント、三土中学校跡地に建てられる、町長も説明された事業ですけれども、2,700万円。そのうちの研修・栽培実験棟建設費補助金が1,000万円ありますけれども、これ全体の事業費としては、これ2,700万円で、事業これで全額ということでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 地方創生加速化交付金の事業といたしましては、この2,700万円で考えておりますけれども、モデルプラント自体は、もっと多額にかかります。

この全体の中から研修・栽培実験棟という形で佐用高校生なども受け入れられるようなものをつくっていただきたいというふうに考えておりますので、それを、この地方創生加速化交付金事業の中で取り組んでいく予定でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） そういうふうに交付金がある、ほかのさっき挙げられたような観光

コラボによるとか特産品、これとは、いろいろわけるといふこともあるんです。これに集中していう考え方もあったと思うんですけど、その点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） そもそも加速化交付金がハード事業には全額充てれないということで、これまでもご説明したとおりでございます。

また、今回は、おおむね各市町で 8,000 万円、2 事業 8,000 万円ぐらいを目安としてというようなことも聞いておりまして、ハード事業は、そのうちでも 50 パーセントまでということでございますので、これに不足分につきましては、事業全体の不足分につきましては、さらに違った補助事業を考えていきたいと考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 全体の計画、どのぐらいの事業費かというのは、見積もっておられると思うんですが、全体の事業費は幾らぐらい見積もっておられるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、一般質問の中でも少しありましたけれども、これから計画を具体的に、いろんな採算面とか経営的なことも考えながら取り組んでまいります。

ですから、だいたい一棟として 5 棟分ぐらいな施設をつくるということを申し上げましたけれども、それもいろんなつくり方もあります。材料の選定もあります。

そういう中で、今後の経営も考えた中で、その施設の総額というのを、事業費というのを取り組んでまいります。考えて具体的に計画してまいりたいと思っております。

それとこの、今回追加計上させていただきました、今回の補正、加速化交付金につきまして、課長も今、申し上げましたように、国のほうとして、ほとんどソフト事業というのを主体にということで、ハード事業だけについては、この交付金の対象にならないというような制約があります。

それと、非常に短い時間に、これ国として補正予算が決まりまして、申請をなさいますということで、なかなか、私とこもそうですけれども、ほかの市町を見ましても、非常にこの加速化交付金の申請計画については、非常に苦勞をされているというか、難しかったという状況です。

それで、今回、決定をした内容、状況を見ましても、近隣でも、なかなか 8,000 万円がある程度上限ということの国の想定の中でされているんですけれども、そこまでは、行かない。佐用町は、非常に県下の中の町としては、非常に多くの交付金を交付いただいているというような状況です。何百万円という単位のところもあったと思いますし、1,000 万円、

2,000 万円というような額の申請しか、ある意味では、なかなか対象事業が絞り込めなかったというような状況もあります。

そういう中で、佐用町としても、こうして一つ一つ、交付金の申請の中に事業内容という形で申請をしております。ただ、これについても、こういう内容に基づいて、これから具体的に、この交付金を効果的にこれから活用して事業が展開できるように、事業の内容を、検討をしていきたい。計画をしていきたいと思っておりますので、その点1つ、今の段階で、細かい具体的なことについての計画内容というのは、十分まだ、でき上がっておりませんので、今後、28年度予算を繰り越した中で、早期に詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 金谷議員、よろしいか。

はい、ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） この中の一番後ろのところに、今度、大原高校に、いわゆる看護学校が来てくれるということで、佐用としても何人かの方の学生を受け入れて、佐用からでも通学してもらうというような町長の考えがあるんですけど、やはり、そういう若き乙女が休みに佐用の町を散歩したり、買い物したり、また、佐用の独身男性と恋に落ちてくれたりしたら、大変すばらしいことだと思いますので、そこらへんについては、町長として、まだ、これから具体的なことは詰めていかれるんでしょうけれど、少しでも多くの学生が来てくれるようなことで、そういう考えについては、町長として、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これも加速化交付金の中で、国が1つのモデルとして打ち出している地域連携、そうした事業という中で、3県境、美作市と西粟倉村、3市町村と、この事業についても、それぞれの市町で、この加速化交付金の申請をしております。

佐用町として1,000万円という交付金申請をして1,000万円が交付されるという形です。これについては、明日、基本協定を結ぶという予定になっておりますけれども、今後、この1,000万円というお金については、ここの事業の明細にも書いておりますように、この進出いただく中で、町としては、交付金をそうした進出に対する助成金として、支援金として交付をしていきたいということです。

当然、進出いただく専門学校を、教育機関については、先ほど、岡本議員が言われたように、佐用町として、そういう若い学生の方々の生活なり、また、学校に来ていただく、通われる拠点としての佐用町、若い人たちを、佐用町としても受け入れる町としての役割りも果たせるように取り組んでいきたいということは、当然のことです。これまでも申し上げたとおりです。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 今の同じところですけども、国際スポーツ関連産業クラスター構想推進事業、今、町長言われたように、明日協定を結ばれるということで、そこで詰められると思うんですけども、これについても、今の段階で3県境のそれぞれの自治体の全体の事業費と、それから按分、割合とか、佐用町に建物自体が建てるわけではない。予算の中でも町長も、それに対するアパートとか、そういうのも考えると言われてましたけれども、佐用町にとって事業費の中で、どういうふうな割合を占めるのでしょうか。額的には。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、今、質問の意味が、私にも理解できないんですけども、総額的にという、この新しいこうした、いわゆる医療の専門学校が設置される学校側としての総事業費、これはやはり、だいたい 15 億ぐらいというふうには、口頭では聞いているんですけども、具体的に幾らぐらいな事業になられるかはわかりません。

だから、その中で、地域、地元として、それに対して、どういう財政的な支援、また、財政的だけじゃない、いろんな面の支援があると思うんですけども、それを行っていくかというのは、美作市が中心に、当然、いろいろと財源的なものも考えておられるということであります。

ですから、佐用町として、今、言えることは、この加速化交付金、この 1,000 万円というのは、そういう支援のための目的で申請をして交付されるということでもありますから、これは当然、支援金として、今、さきほど答弁しましたように、交付をしていく、活用していくという形になります。

まだ、総額幾ら、どういう形でという、直接的なものと、間接的な面がありますから、それはわかりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 全体でというのは、各自治体の持つ、いろいろ学校のほうと、わかれて学校が何ぼ持つというのが、10 億なり 15 億なりのうちで、自治体を持つ分の按分いか、そんなんの話し合いは、今のところまででしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁ください。

町長（庵逄典章君） それは、具体的には、まだ、これからだというふうに思います。どういう話が、一番主体になっている美作市のほうでされているかという細かいところ

までは、私も説明受けておりませんからわかりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） そしたら、この 1,000 万円の額の根拠というのは、どういうところから 1,000 万円が出てきたんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） おおむね、これ広域で取り組む分として、3 県境の創成会議の中で決めたことでございますけれども、美作市が 8,000 万円申請されました。これは 8,000 万円は、だいたい市町の上限でございますので、あと佐用町と西粟倉村が 1,000 万円ずつ計上しておるわけですが、それは、やっぱり自分とこの 8,000 万円の中で、どれだけそこに提供できるかというか、負担できるかという形の中で考えた額でございまして、このスポーツクラスターの事業自体は全体で 1 億で考えたものでございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。いいですか。
それでは、質疑を終結します。
これから討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより議案第 86 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 86 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 86 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第 30. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 30 は、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査につきましては、別紙、申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙の申し出のとおり決定いたしました。

日程第 31. 議員派遣について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 31、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり派遣することにしたいと思います。
なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙の記載のとおり派遣することに決定いたしました。

議長（西岡 正君） 以上もちまして、本日の日程を終了いたしました。
お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、第 70 回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会いたします。
閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。
本日も冒頭に申し上げましたように、28 年度の当初予算、あるいは 27 年度の補正予算、各条例等、十分ご審議をいただきまして、適切妥当な答えが得られましたことに感謝を申し上げます。
また、予算特別委員長の矢内委員長、竹内副委員長には、大変お疲れさんでございました。心から感謝を申し上げまして閉会の挨拶といたします。
町長、挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、第 70 回定例議会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。
まずは、本議会に提案させていただきました 27 年度の補正予算、また、新年度、28 年度の予算案、また、たくさんの条例の改正もありまして、条例案全て慎重にご審議いただき、原案どおり可決承認をいただきまして、ありがとうございました。
議案の審議をしていただく中、また、一般質問等、いろいろとご指摘あり、また、いろいろな議会からのお話しも、皆さんの要望、また、提案もいただきました。
28 年度は、先ほど追加提案させていただきました地方創生の加速化交付金等も、一応、繰越させていただいて、地域創生 人口ビジョン・総合戦略に沿って、また、たくさんのいろいろな諸課題について、積極的に、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

新年度、職員のほうも3月末でたくさんの、課長職をはじめ職員も退職をし、新しい職員も、また入ってきます。

また、4月から新しい体制で、職員全員が一丸となって、佐用町のたくさんの課題、地域の経済、また、雇用、そして福祉教育、本当に多くの課題が山積しているわけでありま
すけれども、その一つ一つの課題に着実に前向きに取り組んでまいりたいと考えておりま
す。

引き続き、議員皆さん方のご支援とご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げたいと
思います。

まずは、27年度は、佐用町にとりましても合併10年という大変大きな節目の年であり
ました。この年、平成27年度をこうして、いろいろな事業を進めながら、完全とはい
いませんけれども、着実に進められたこと、皆さんのご協力の賜物とお礼を申し上げ、27年
度を終えることに対しましても、無事こうして終えることができましたことに対して、改
めて感謝を申し上げて、27年度議会の最後のお礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

午前11時34分 閉会
